入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務番号

８長牛銘第23号

(2) 業務名

長崎和牛35周年事業業務委託

(3) 仕様

別添仕様書1及び仕様書2のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月12日まで

(5) 履行場所

長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農林部農産加工流通課）

(6) 入札書の開札日時及び場所

日時：令和8年9月15日（火） 13時30分開始

場所：長崎県庁行政棟6階建築課入札室（長崎市尾上町3－1）

・電送及び郵便による入札は認めません。

・なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、暴風雨等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局に確認して下さい。

(7) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

提出場所：長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農林部農産加工流通課内）

〒850-8570 長崎市尾上町3－1 FAX095-895-2592

提出期限：令和8年9月10日（木）17時00分

※回答については令和8年9月11日（金）までに書面（FAX又はメール）にて回答します。

(8) 入札が代理人である場合の委任状の提出

① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要です。

② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にして下さい。

③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができません。

(9) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ　入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ　代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要となる。

【注意事項】

・入札書は、封かんのうえ、封筒に会社名、委託の名称、商号又は名称（代理の場合、氏名）を記入し、提出して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

・封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

・入札書の宛名は、長崎和牛銘柄推進協議会　会長　原田　幸勝　宛として下さい。

（10）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

（ア）見積もった契約希望金額の100 分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎和牛銘柄推進協議会会長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、長崎和牛銘柄推進協議会若しくは県等の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上(b) 3,000 万円未満1,000 万円以上(c) 1,000 万円未満

（イ）入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（ウ）入札保証金の免除手続きは、令和8年9月11日（金）17時までに必要書類を添えて、長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農産加工流通課内）へ持参するか郵送して下さい。

【注意事項】

・入札保証金額の計算については、消費税10%込額のさらに5%となるので1,000千円（税抜き）で入札する場合は、 50千円でなく、55千円以上となるのでご注意願います。50千円の入札保証金の場合は、逆に909,090円（税抜き）までしか入札できず、入札は無効となります。

・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。

・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。

・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

(ｱ) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(ｲ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎和牛銘柄推進協議会会長を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、長崎和牛銘柄推進協議会会長若しくは県等の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上(b) 3,000 万円未満1,000 万円以上(c) 1,000 万円未満

(ｳ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(11) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

セ　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13)　落札者の決定方法

ア　予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定します。

・期限までに提出された入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札を行う予定です。

・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りますのでご出席願います。

(14)　契約書の作成等

ア　落札通知を受けた日から5日（県の休日除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(15)　競争入札の参加資格

ア　地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ　令第167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ　長崎和牛35周年事業業務に関する令和8年9月4日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ　この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ　この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

２ その他

(1)　当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850－8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農林部農産加工流通課内）

〔電話〕095－895－2997

(2)　入札資格審査を得るための申請方法等

ア　申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和8年9月10日までの間（県の休日を除く）

イ　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒850－8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎和牛銘柄推進協議会事務局（長崎県農林部農産加工流通課内）

〔電話〕095－895－2997